

九州電力料金・原価算定期間終了後の事後評価によせる質問および意見

北九州市消費者団体連絡会

参与 陶山恵子

九州電力営業地域の消費者団体として、また、九州電力料金値上げ（2015年5月）の議論にオブザーバーとして参加した経験を通して、今回のフォローアップに際し質問と意見を申し上げます。この貴重な機会をいただいたことに感謝し、有意義なコミュニケーションの場となるよう努めたいと思います。

はじめに、質問および意見を申し上げる前提として、「消費者基本法」に規定されている基本理念としての消費者の権利と事業者の責務について再確認させていただきます。そして、私たちの生活を支えている電力、電力料金に関する情報提供を求め、意見を述べさせていただきます。

電気料金は、事業規模が大きく、さまざま制度、法令、組織等が複雑に絡んで決められており、個々の消費者への情報提供や分かりやすい説明ができているとは言えません。自由化後はさらに複雑化して、電気料金が公正であるかどうか、消費者が判断することが非常に難しくなっています。そして、今回のように消費者が直接意見を述べられる機会は限られています。この貴重な機会に、多くの消費者が常々知りたいと思っていることについてお聞きしたいと考えます。一消費者団体からの質問・意見ではありますが、提供される情報、説明は、一人一人の消費者に届けられるものとして、分かりやすいものとなるよう期待しております。なにとぞよろしくお願いいたします。

【前提として】

消費者基本法第2条（基本理念）に次のように規定されています。

- ◇ 消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策（以下、「消費者政策」という）の推進は、国民の消費生活の基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、消費者の安全が確保され、商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供され、消費者の意見が消費者政策に反映され、並びに消費者の被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

《消費者政策》

消費者の利益の擁護及び増進

《消費者の権利》

消費生活の基本的な需要が満たされる権利

健全な生活環境が確保される権利

安全が確保される権利

選択の機会が確保される権利

必要な情報が確保される権利

教育の機会が確保される権利

消費者の意見が消費者政策に反映される権利

消費者の被害が適切かつ迅速に救済される権利

また、消費者基本法第5条（事業者の責務等）に次のように規定されています。

◇ 事業者は、第2条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にかんがみ、その供給する商品及び役務について、次に掲げる責務を有する。

- 一、 消費者の安全及び消費者の取引における公正を確保すること。
- 二、 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供する。
- 三、 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験および財産の状況等に配慮すること
- 四、 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。
- 五、 国又は地方公共団体が実施する消費者政策に協力すること。

2. 事業者は、その供給する商品及び役務に関し環境の保全に配慮するとともに、当該商品及び役務について品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

《事業者の責務》

消費者の安全の確保
消費者の取引における公正の確保
消費者への明確かつ平易な情報の提供
消費者との取引に際し、知識、経験及び財産の状況への配慮
苦情の適切かつ迅速な処理、そのための体制の整備
消費者政策への協力

消費者の信頼を確保するよう努めなければならない

そして、消費者基本法第3条（国の責務）に次のように規定されています。

◇ 国は、経済社会の発展に即応して、前条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、消費者政策を推進する責務を有する。

【質問】 ※基本資料に含まれている項目は削除してください。

◇ 値上げ時に予測された原価と実績とを比較して、特に差異があったもの、また次の項目について、分かりやすく説明してください。

役員報酬（1人当り）と役員数／人件費（1人当り）／原発再稼働に向けて規制基準を満たすための費用／バックエンド費用（原子力発電施設解体引当金等）／東京電力福島第一原子力発電所事故に係る分担金／玄海原発1号機廃炉の会計への影響

◇ 予測原価と実質原価の差異が経営に与えた影響について、説明してください。

◇ 原価算定期間に実施された経営改善、その効果について説明してください。競争発注は、どの程度進んでいますか。繰り延べられた修繕の今後の実施計画の概要について説明してください。

◇ 原発再稼働についての次のような消費者の懸念意見に対して、どのように対応してきたか説明してください。 避難計画／地震／火山／テロ／免震重要塔建設の変更の妥当性と経費

◇ 核燃料サイクル計画の要であった「もんじゅ」を廃炉とすることを踏まえ、九州電力における今後の原子力発電の方向性と、原子力発電への経営資源配分の概要について説明してください。

◇ 消費者へ情報提供、コミュニケーションについて、どのような形で進めているか説明してください。また、託送料についてどのように情報提供しているか説明してください。

【意見】

- ◇ 今回は料金算定期間（2013 年度～2015 年度）のフォローアップであり、原価算定期間 3 年間の損益計算書と東日本大震災（東京電力福島第一原発事故）前の 2007 年度～2009 年度の損益計算書を比較してみました。

（単位：億円／九州電力ホームページ資料より筆者作成）

	福島第一原発事故前 3 年間				料金算定期間			
	2007 年度	2008 年度	2009 年度	平均 07～09	2013 年度	2014 年度	2015 年度	平均 13～15
営業収益	13,920	14,301	13,398	13,873	16,829	17,612	17,054	17,165
営業損益	939	748	849	845	▲1,122	▲593	978	▲246
支払利息	344	334	331	336	380	386	370	379
経常損益	600	387	503	497	▲1,372	▲930	743	▲520
当期純損益	356	269	283	303	▲909	▲1,190	653	▲482
配当金（円）	60	60	60		0	0	5	

九州電力データブック 2016 によると、2015 年度の黒字化は、川内原発 1、2 号機の再稼働と燃料価格の大幅な下落、燃料費調整制度による電気料金引き下げの期ずれによるものであるとされています。2015 年度には株主への配当も再開され、役員報酬の削減率も緩和されました。営業収益は 23～24%増、当期純益も過去 10 年間で最高の 653 億円となっています。有利子負債については事故前と比較して約 1 兆円増加して 3 兆円を超えていることが事業者側から財務上の問題として強調されますが、支払い利息については 12～13%増にとどまっていますし、フリーキャッシュフローも改善されています。そして、2016 年度も当期純益 450 億円が見込まれています。

一方、料金算定期間の予測原価に組み込まれた原子力発電関係費は、2013 年度中に原発 4 基（川内 1、2 号機、玄海 3、4 号機）を再稼働することを想定していましたが、実際に川内原発が再稼働したのは、2 年以上遅れて 1 号機 2015 年 8 月、2 号機同年 9 月でした。

そもそも 2013 年に行なわれた電気料金値上げは、原発停止による燃料費の増大が最大の理由でした。上記のような経営状況、想定の中の原発稼働（発電出力にすれば約 43%）で黒字化できていること、また燃料費についても大幅に下落した状況において、現在の電力料金が真に公正な料金であるかどうか、厳格に審査しなおす必要があると考えます。

- ◇ 九州電力データブック 2016 では、経営効率化の取り組みとして、設備投資額（原子力安全対策費を除く）を過去最大時（1993 年度）と比較して 59%減額したとされています。ここで、20 年以上前と比較する理由、原子力安全対策費を除く理由は分かりませんが、2015 年度の原子力安全対策費を加えた設備投資額は、直近 10 年間で最大額となっています。そして、原価算定期間 3 年間の原子力安全対策費は 2228 億円で、設備投資額全体の約 30%を占めています。この原子力安全対策費は、当初の予測を大幅に上回っています。このことによって、本来設備投資すべき案件、あるいは修繕すべき案件が先送りされていないか、精査していただきたいと思います。保守点検、修繕整備の不足は、停電事故等に繋がり、消費者への安定供給への影響も考えられます。
- ◇ 電力自由化により託送料金が公共料金として残されていますが、昨年末、この託送料金に送電費用とは関係ない福島第一原発事故の賠償金を乗せるという方向が示され、議論となりました。すでに現在の託送料金にも、本来含まれるべきでない過去分の使用済み核燃料再処理費用と電源開発促進税が乗せられています。託送料金は、どの電力会社を選択しても消費者全員が支払う費用である上に、電力料金全体の 3～4 割を占めており、消費者として厳しく監視しなければならない料金と

言えます。託送料に、送電に関係のないコストを乗せることには、多くの識者も異議を唱えています。消費者としても、この仕組みについて広く教育の機会を持たなければならないと考えます。

よって、託送料金について広く消費者に情報提供する必要があります。燃料調整費、再エネ発電賦課金などと同様に、託送料金(過去分使用済み核燃料処理費用、電源開発促進税なども区分して)も単価でなくそれぞれの消費者が支払う実額を記載して、消費者へ明確で分かりやすい情報を提供する事業者としての責務を、九州電力にも果たしていただきたいと考えます。

また、公共料金としての託送料金のあり方や負担の仕方について、広く消費者の意見を反映できる制度の拡充を検討していただき、「消費者の権利を尊重し、消費者の利益の擁護及び増進を推進する」国の責務を果たしていただきたいと考えます。

- ◇ 事業者の責務として、「事業者は、その供給する商品及び役務に関し環境の保全に配慮するとともに、当該商品及び役務について品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない」とされています。しかし、福島第一原発事故が甚大な環境破壊、コミュニティ破壊を引き起こした結果、東京電力のみならず、原子力発電を推進しようとしている電力会社への消費者の信頼は、確保されているとは言えない状況です。

そして、被災者の健康不安、被災者の生活再建、被災者への賠償問題、事故処理、使用済み核燃料・放射性廃棄物処理、現在でさえ 22 兆円とされるコスト問題など、先の見えない難題が山積しています。また、原子力規制委員会も審査はしていないとしている事故時の避難計画も、離島、過疎地、都市部などそれぞれの実状に重ねてみれば、まったく現実的ではありません。

消費者の安全を確保する権利は、当然ながらその製造過程についてもあてはまるものであらうと考えます。安全性、持続可能性、経済性(電力料金に直接組み込まれているコストだけでなく原発を推進・維持・処理するために使われている政策コスト、除染費用や事故賠償金等を含む)などから見て、さまざまな選択肢がある電力事業です。パラダイム転換はできるはずです。福島第一原発事故を経験し、二度とふるさとを奪われたくない、家族との平安を失いたくないという思いを多くの消費者・市民が共有しています。九州電力として、消費者と共にこれらの問題に正面から向き合ってください、「ずっと先まで明るく」していただくことを願っています。

以 上

(2017 年 2 月 8 日)